

社長のための勉強

令和2年2月17日
〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4
株式会社堀口オフィス
TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

改正健康増進法

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、望まない受動喫煙をなくすための取り組みがマナーからルールへと変わりました。

改正健康増進法は、2019年7月より順次施行され、2020年4月1日より全面施行となります。改正のポイントは以下の3つです

(1) 「望まない受動喫煙」をなくす

「屋内」での喫煙が原則禁止になります。

(2) 受動喫煙による健康への影響が大きい子ども、患者などに特に配慮します

子どもなど20歳未満の人、患者等が主たる利用者となる学校や病院等の施設では、屋内だけでなく敷地内でも喫煙が原則禁止になります。

(3) 施設の種類や場所にあった対策を実施します

施設の種類、場所ごとに、敷地内禁煙・屋内禁煙にすることや喫煙できる場所に標識を掲示することなどが義務づけられます。

この改正により、受動喫煙を防ぐための取組が「マナー」から「ルール」へと変わります。そして、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに、施設の種類や場所に応じ段階的に施行されていきます。

郵送ではなくe-mailでの配信を希望される方はご連絡ください